

ふるさとに、新しい息吹を!!

～ 営農組合が地域の主役 ～



ほ場整備事業（県営担い手）

新治地区（茂原市）

長生農業事務所

表紙の写真は、現在、農事組合法人新治宮農組合がこの地域では初めて、本格的に取り組み始めたイチジク栽培を撮影したものです。

一文字整枝法という樹形づくりで、幹から主枝を左右に1本ずつ地面と平行に配置し、その主枝から結果枝を伸ばして、イチジクを実らせる方法です。

品種は梣井ドーフィンといい、収穫は8月下旬から始まります。

皆さんも、どうぞ召し上がってみて下さい。

(平成25年3月撮影)



ほ場整備事業(担い手育成型) 新治地区 位置図

千葉外房有料道路

受益面積 A=43ha

JR本納駅

1 茂原市の概要

新治地区がある茂原市は、首都圏郊外部 50～70km 圏域に位置し千葉県ほぼ中央にあり、面積は 100.01 km² で東西 11.7km、南北 13.1km におよんでいます。

地勢は、大部分が沖積層からなり、西部には洪積層からなる房総洪積大地があり、地形はほぼ長方形となっています。

標高は、南東部の低地でおおよそ海拔 8～9m、市街地が 11m 程度で、西部の大部分が 20～100m（最高点 117.7m）程あり、西高東低となっています。

また、西部の台地は樹枝状に浸食谷が入り込んでおり、純然たる山地は少ない地形となっています。

市内を流れる河川としては、一宮川及び支流の豊田川、阿久川、鶴枝川、また、南白亀川及び支流の赤目川があり、これらは西部の台地を源として、九十九里海岸に向かって貫流しています。

新治地先は、元々は新治村でしたが、昭和 28 年に本納町と新治村が合併して本納町となり、その後更に更なる合併があり、最後の昭和 47 年に茂原市と本納町が合併して茂原市となり、今日に至っています。

(1) 茂原市の農業

農業は、米作を中心としていますが、近年では野菜などの施設園芸や一部では花卉栽培が増加しています。

しかし、農業従事者数や農家世帯数がともに減少傾向にあり、後継者不足が大きな問題となっています。

さらに、開発等により優良農地の保全が課題となっていることから、首都圏近郊という優位性を生かし、生産物を通して消費者が生産者の顔が見える関係を構築するような、高付加価値農業の実践が求められています。

(2) 新治地区の概要

本地区は、千葉県茂原市の北部に位置し、二級河川一宮川水系阿久川上流部の谷津田合地に展開する水田地帯です。

地区内は、小区画未整備のため大型機械の導入が困難な状況にありました。

用水源としては、ため池、天水並びに用排兼用水路を堰止めしての反復水に依存し、絶対的な用水不足に悩まされてきました。排水状況は、末端が未整備のため地下水位が高く、稲作転換が不可能な状況にあり、また、排水路は大部分が土水路で蛇行しており、洪水時にはしばしば湛水被害が発生していました。

一方、営農状況は、一戸当たりの経営面積0.4ha、専門化率10.7%と県平均を下回り、小規模経営のために後継者不足など多くの問題がありました。

これらの問題解決には、耕地の大規模化と集団化を図るための、基盤整備が必須条件であったことから、本地区では、区画整理と併せて、幹線排水路を整備することにより、担い手としての営農組織を設立して、農業所得の安定的な向上と、経営の近代化、活性化を目指すこととしました。

【田越の用排水】



【基盤整備実施前 平成9年当時】

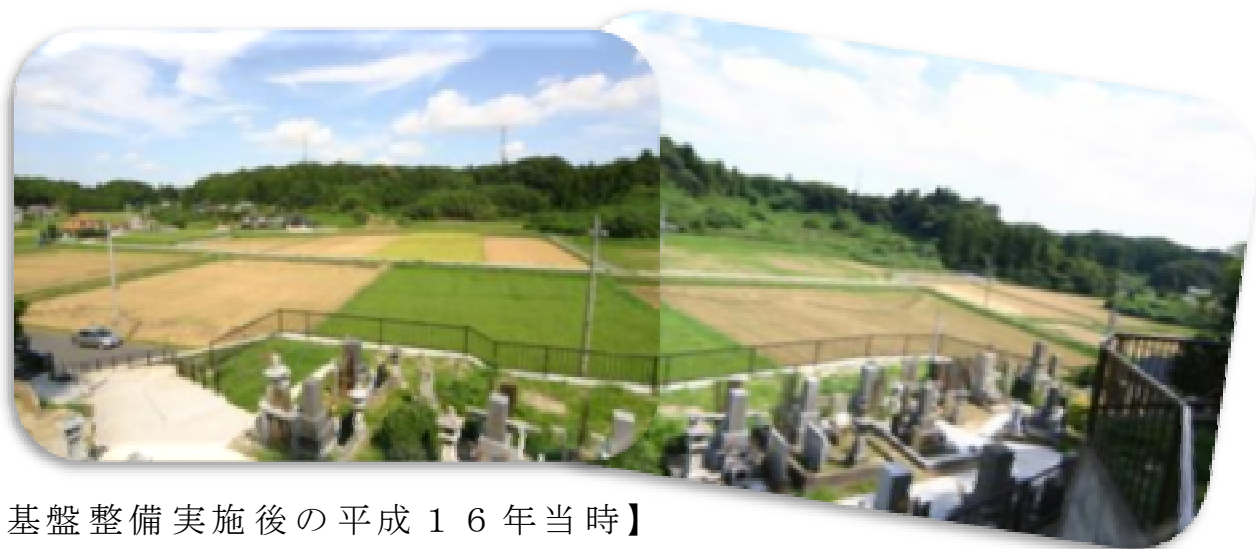


2 導入された事業の概要

(1) ほ場整備事業（県営担い手）新治地区（ハード事業）

ア 事業主体	千葉県
イ 受益面積	43.0ha（水田38.4ha、畑4.6ha）
ウ 受益戸数	123戸
エ 事業期間	平成6年度～平成16年度
オ 総事業費	1,231,600千円
カ 工事概要	整地工 A = 43.0ha 用水路工 L = 13.1km 排水路工 L = 10.9km 道路工 L = 12.0km 暗渠排水工 A = 38.4ha
キ 改良区	茂原市新治土地改良区
ク 環境配慮	

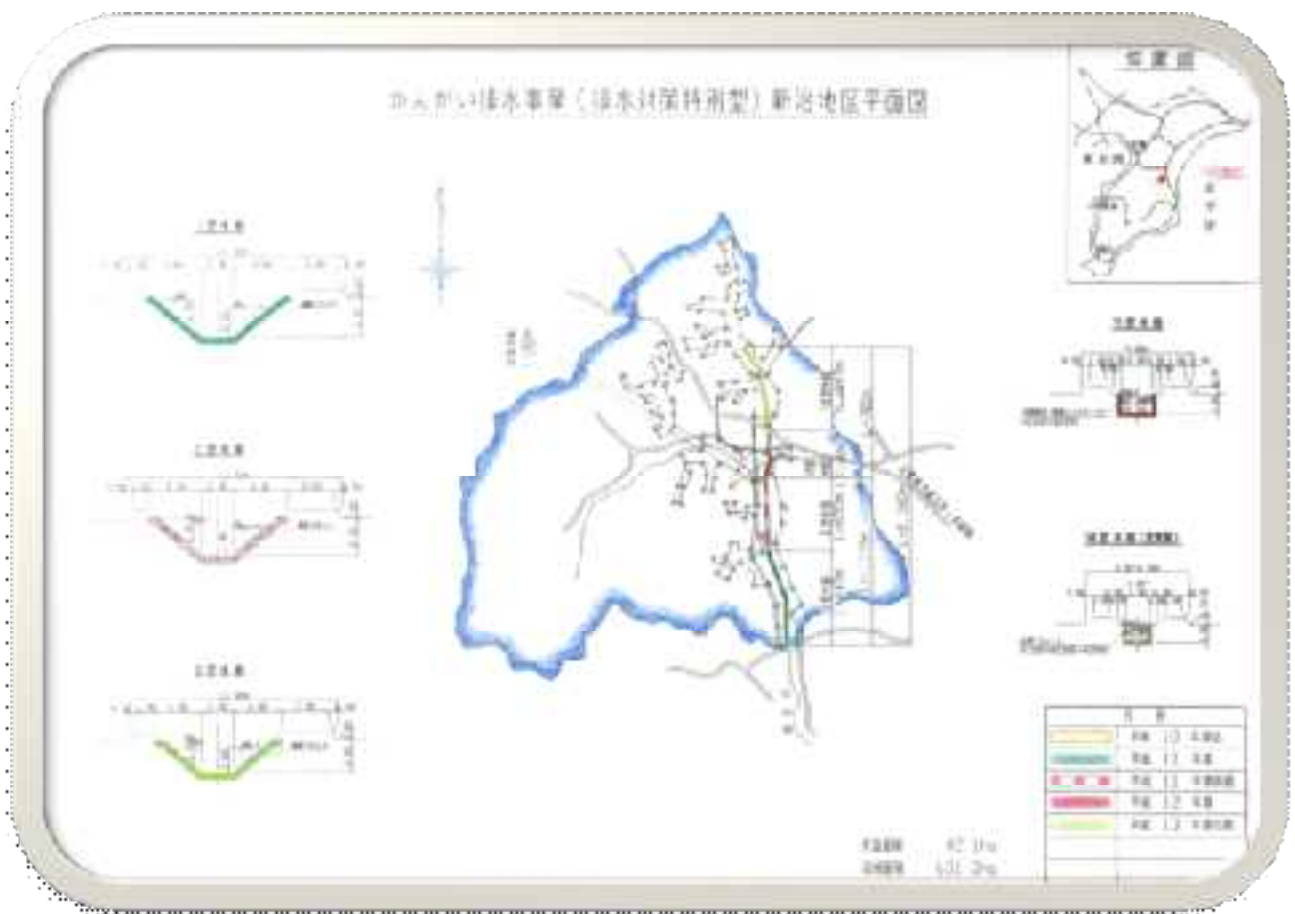
魚類の生育保護のために、排水路の一部区間の護岸をフトン箆で施工するとともに、ヨドミ工を設置しました。



【基盤整備実施後の平成16年当時】

- (2) かんがい排水事業（排水対策特別型） 新治地区
- ア 事業主体 千葉県
- イ 受益面積 42.3ha（水田37.9ha、畑4.4ha）
- ウ 事業期間 平成6年度～平成14年度
- エ 総事業費 1,453,558千円
- オ 工事概要 排水路工 L=2,160m
 （連節ブロック、B型柵渠、大型フリューム）
- 橋 梁 N=3ヶ所
- 樋 管 N=5ヶ所
- 堰 止 N=1ヶ所
- 落 差 工 N=4ヶ所
- カ 改良区 茂原市新治土地改良区
- キ 環境配慮 連節ブロックを法面と川底に施工して、魚貝類等の生育に配慮しました。

【計画平面図】



【新治集落の中央を流下する排水路】



【完成した排水路】



3 事業の成果

(1) 営農組織の設立

基盤整備以前は、個々の農家が各自の小型農作業機械を使っている零細な営農でしたが、基盤整備の実施により、大型農作業機械での営農が可能となったことから、地域の担い手と位置づけて「新治営農組合」を、平成14年3月に設立しました。

営農組合では、区画整理が完成した平成15年度から、水稻の基幹3作業受託と小麦の全作業受託に取り組始めました。

そして、営農組合としての安定経営の目処が立ち、さらには、規模拡大と新規作物の導入などを目的として、平成18年11月に「農事組合法人新治営農組合」に改編しました。

当時の組合員は63戸で、法人役員が3名、オペレーター3名の体制でした。

【ライスセンター】



さらに、地域の営農推進を図るとともに、本法人・新治土地改良区・JA長生本納支所・茂原市経済環境部・長生農業事務所を構成員とした、「新治地区ほ場整備事業営農推進協議会」を設立しました。

地区内だけにとどまらず広く波及すべく、長生管内の模範としての活動組織になっています。

(2) 農地の利用集積

基盤整備の実施と担い手組織の設立により、地域の営農が大きく変わりました。このことは、ただ単に営農方式が変わっただけではなく、地域の意識が変わったことを意味しています。

下の表は、営農組織の受託状況を示したものです。

新治地区土地利用集積状況

(単位：ha)

年度	受益面積	自己所有地	賃借権設定	基幹3作業受託	小麦全作業受託	計	集積率
事業前	43.0	3.2	0	0	0	3.2	7.4%
計画	43.0	0	0	17.9	0	17.9	41.6%
H15	43.0	0	0	6.2	12.5	18.7	43.5%
H16	43.0	0	0	8.2	12.6	20.8	48.4%
H17	43.0	0	0	7.8	11.1	18.9	44.0%
H18	43.0	0	0	10.0	12.9	22.9	53.3%
H19	43.0	0	0	10.6	12.0	22.6	52.6%
H24	43.0	0	0.6	19.6	0.0	20.2	47.0%

事業実施前は、ほとんどが自作の営農でしたが、区画整理が終了し営農組織を設立してからは、土地利用の集積がなされるようになりました。

当初は、水稻と小麦の作付けを受託しましたが、農業施策の変換に伴い幾多の変遷があり、本地区では平成23年度で小麦の作付けを終了しました。

そして、平成24年度からは新たに飼料用米（ブロックローテーション）に取り組む始め、この表でわかるとおり、地区全体の半分近くが集積される結果となりました。

また、新規作物の導入も検討しており、農地の有効利用と、営農組織が年間を通して就労することによる、雇用と収益の安定を模索しています。

(3) 新規作物の導入

暗渠排水の施工による水田の乾田化や、営農労力の節減に伴い、新治営農組合は様々な新規作物の導入にトライしています。

いろいろな作物を栽培してみることで、この地に合っているかどうかを確認し、何を主力作物とするかを模索しています。

次に、取組みを行った事例を紹介します。

ア 小麦

平成15年度から、この地域にはあまり作付されていなかった小麦の栽培に取り組みました。

平成23年度までに毎年ブロックローテーションにより1.1～1.2haを作付けしました。

イ イチジク

現在、新規導入作物の中心となっているのが、表紙にもなっているイチジクの「柵井ドーフィン」です。

【収穫期の柵井ドーフィン】



平成22年度から栽培を開始し、平成24年度では面積が0.6haまで拡大させ、地区内を通過する茂原市道沿いで直売を行っています。

まだ、10a当たりの収量は少なく、苗木の生育方法も未熟ですが、徐々に周辺に知られるようになってきました。

ウ いちご

平成25年度から新たに栽培を開始する予定なのが、苺栽培です。市道脇にビニールハウス3棟を建設して、営農組合で取り組む方針としています。

エ その他

これら以外にも、試験的に小規模ながらレモン栽培も行っています。

現時点では、どの果物や果樹などがこの地域や土壌に適しているのかまだ掴めていないことから、営農組合では様々な品種にトライして、試行錯誤の中からもっとも適した作物を選び出す努力を重ねています。

4 今後の課題と改善方法

(1) 今後の課題

ア 栽培品目の拡大

平成24年度では、営農組合として約20haを経営していますが、しばらくの間は地区内ではこれがほぼ上限であると推測されています。

地区外は、未整備のために受託が困難であり、離農者もそれほど予測できない現状にあります。

作業従事者の年間雇用を実現するためには、経営面積の拡大よりも栽培作物の通年化が必要となっていますが、まだ、試行中であり、明確な方針が定まっていません。

今後も各種の作物を試験的に栽培することになりますが、定着させられる状態になるまでは、組合員を含めて苦労が続くことになります。

イ 雇用の継続

現在の営農組合は、代表理事組合長と2名の理事が中心となって、作物の収穫期に雇用を確保する形態をとっていることから、安定した雇用とはなっていません。

今後は、新治地域を中心とした雇用を確保して、地域の振興につなげる必要があります。

ウ 後継者の育成

営農組合で中心的な役割を担っている人たちは、60歳以上となっており、あとを託す若い世代が、まだ育っていない状況です。

経営の安定化を図り、安心して働ける場所とするために、意欲のある人たちを巻き込みながら、組織と地域の継続を計らなければなりません。

5 その他

(1) 調査協力機関

- ア 農事組合法人新治営農組合
- イ 茂原市新治土地改良区
- ウ JA長生本納支所
- エ 茂原市

(2) 参考図書等

- ア 農業センサス（2010年版）
- イ 茂原市総合計画2001▲2020
- ウ 千葉県農林水産業の動向（平成23年度版）
- エ 千葉の園芸と農産（平成24年4月）